

第3次千葉市学校教育推進計画策定基本方針（案）

【計画の位置付け】

千葉市学校教育推進計画は、千葉市生涯学習推進計画とともに、教育基本法17条第2項に基づく、地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画として位置付けられるものであり、小・中学校、高等学校及び特別支援学校の教育と、それに関連する重要施策を対象範囲とする。

1 第2次千葉市学校教育推進計画期間中の学校教育の取組

確かな学力の定着や規範意識の向上、地域の教育力を一層生かした教育活動の展開などの課題を踏まえ、第2次千葉市学校教育推進計画（以下「第2次計画」という。）では、子供を取り巻く状況の変化に的確に対応した計画づくりを行うとともに、学校、家庭、地域、行政の四者が協働して取組を行ってきた。令和元年度に行った第2次計画の進捗状況の点検・評価の結果は以下のとおり。

【教育委員会事務点検・評価（令和元年度）】

（1）全体の評価について

	成果指標				アクションプラン					
	◎	○	×	－	達成	順調	遅れ	休止		
学校教育分野	54	5	2	17	30	108	24	76	8	0

◎ … 最終目標値（R3目標値）以上のもの
 ○ … 中間目標値（H30目標値）以上のもの
 × … 中間目標値（H30目標値）未満のもの
 － … 達成率で評価しない（できない）もの
 達成 … 最終目標（R3目標）以上のもの
 順調 … おおむね順調に進捗しているもの
 遅れ … 進捗状況に遅れが出ているもの
 休止 … 事業を休止したものの

成果指標は達成状況×の項目が多く、順調であるとは言えなかった。一方で、アクションプランは「達成」「順調」の項目が多く、おおむね順調に進捗していることから、実施している取組が成果として表れていないことがわかった。漫然とアクションプラン等の取組を進めるのではなく、取組の効果を検証しつつ取組内容を見直し、より効果の高いものに改善する必要がある。

（2）評価委員による評価（総括的所見）

- 学校教育推進計画（6年計画）の4年目の取組については、平成31年3月の中間見直しも含めて概ね良好な成果を得ていると評価することができる。
- 子供たちの学びを保障し、「夢と思いやりの心を持ち、チャレンジする子ども」を育てるための学校教育につなげるため今後も継続的に改革を進め、第2次学校教育推進計画に基づいた各事業の企画・推進を期待したい。

2 第3次千葉市学校教育推進計画の対象期間

第2次計画が令和3年度までの計画であることから、第3次千葉市学校教育推進計画（以下「第3次計画」という。）は令和4年度からの計画となるところだが、千葉市の基本計画や国の「教育振興基本計画」の次期計画が令和5年度から開始する予定であることを踏まえ、これらの計画との整合性を図るという観点から、第2次計画の期間を1年延長し、第3次計画は令和5年度から開始することとする。また、千葉市の次期基本計画が令和14年度までの10年間の計画であることを踏まえ、第3次計画も令和14年度までの10年間の計画とする方向で検討を進める（教育大綱と生涯学習推進計画の計画期間と要調整）。

スケジュール

計画	年度	2015 H27	2016 H28	2017 H29	2018 H30	2019 R1	2020 R2	2021 R3	2022 R4	2023 R5	2024 R6	2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10	...	2032
学校教育推進計画	第1次	第2次							延長	第3次							
市・基本計画		新基本計画								新たな基本計画							
市・実施計画		第2次			第3次												
国・教育振興基本計画		第2期			第3期					第4期【P】							

3 第3次計画の検討の視点

(1) 第2次計画の課題への対応

第2次計画では、108のアクションプランは順調に進んでいるものの、54の成果指標の達成につながっていないことが課題となっており、理由として以下のことが考えられる。

- 網羅的にアクションプランが並んでおり、成果指標の達成に真に必要なものとなっていない。
- アクションプランの実施に尽力しているが、最終的な目標を意識できていない。
- 学校現場の教職員に目標等の共有が十分になされていない。

こうした課題を解消するために、第3次計画では以下のことに留意して検討を行うこととする。

- 単なる施策の羅列にせず、千葉市の教育が目指すべきものをしっかり見据えた上で、その実現のための計画となるよう再構築する。（多くの者の胸に落ち、日頃から認識できるストーリー性を備える）
- 学校現場や保護者、地域への周知に力を入れる（計画概要の作成等）

(2) 第2次計画の継承

「目指すべき子供の姿」及び「教育目標」については、第1次千葉市学校教育推進計画から第2次計画に継承しており、公教育の安定性・継続性を踏まえ、第3次計画においても基本的に継承する方向で検討を進める。

(一部の表現について、千葉市の次期基本計画を踏まえ修正する。「チャレンジする子ども」⇒「未来を拓く子供」)

目指すべき子供の姿

夢と思いやりの心を持ち、未来を拓く子供

教育目標

自ら考え、自ら学び、自ら行動できる力をはぐくむ

(3) 計画の体系化

計画を体系的に捉えられるよう、全体構成について工夫が必要である。例えば、各柱を束ねるものとして、以下のような2つの大分類を新たに創設する。

A 児童生徒の資質能力の育成について

B 児童生徒の育成を支える教育環境の整備について

(4) 主観指標について

主観指標はできるだけ無くすべきとの考えもあるが、国の計画や他市の計画にも主観指標は多く存在する。また、主観指標といってもその内容は様々である。

主観指標全てを排除するのではなく、真に必要なものは残し、評価の対象とする

(5) 保護者や教員を対象としたアンケート調査の実施

子供に必要なと思われる資質・能力、望ましい教員像、重要だと思う教育施策等の項目で調査し計画に反映させる。

(6) 施策の精選

目標達成のために真に必要な施策を精選する。

(7) 施策の大括り化

各施策がばらばらに推進されており、施策間での連携ができていない状況を踏まえ、関連する施策はできる限り大括り化する(現行計画の「体系的な宿泊体験活動」のような形で1つの施策とする等)。

4 第3次計画が目指す学校教育の姿

第3次計画が目指す学校教育の姿を以下のとおり整理する。

- 人工知能、AI、ビッグデータ等の先端技術が高度化してあらゆる産業や社会生活に取り入れられた Society5.0 時代が到来しつつあり、社会の在り方そのものがこれまでとは「非連続」と言えるほど劇的に変わる状況が生じつつある。
- AI 技術の発展により、定型的業務など現在人間が行っている仕事の多くが AI やロボットに代替されることとなり、人間は、AI にはできない人間の強みをいかした活動に注力することになると想定される。
- また、世界は新型コロナウイルス感染症の感染拡大という危機的な事態に直面した。感染状況がどうなるのかという予測が極めて困難な中、学校教育を含む社会経済活動の在り方をどうすべきか、私たちはどう行動するべきか、確信を持った答えは誰も見いだせない状況が我が国のみならず世界中で続いている。
- このように、予測困難であり、先行き不透明となる時代の中、私たち一人一人、そして社会全体が答えのない問いにどう立ち向かうのかが問われている。
- こうした時代にあって、子供たちには、
 - ・どのような未来を創っていくか主体的に考え、
 - ・目の前の事象から解決すべき課題を見出し
 - ・板挟みや想定外の事態に向き合い、多様な立場の者と協働的に議論し、
 - ・最適解や納得解を生み出すことができる力を育成することが必要である。
- また、震災の際、略奪や暴動もなく、支援物資をもらうために混乱なく並ぶ姿を世界が賞賛したという事例にも表れるように、日本人は礼儀正しく、勤勉で、道徳心が高いと考えられており、また、我が国の治安の良さは世界有数である。
- 少子高齢化や人口減少が進み、他人とのつながりが希薄になり、自分だけが良いという人間が増えてきているという意見も多い中、このように、人間的な温かい心を持ち、他者を思いやり尊重し、多様性を認め、社会に貢献しようとする豊かな心を育成することが重要である。
- これからの時代を見据え、千葉市で育つ全ての子供が、自分のよさや可能性を認識し伸ばすとともに、未来を見つめ、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化をたくましく乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、その資質・能力の育成を目指す。

5 第3次計画策定において大切にすべき事項

人間尊重

人間尊重の教育を基調とし、子供たち1人1人を尊重することが重要である。施策の推進に当たっては、教職員が児童生徒を大切にすることはもちろんであるが、学校は児童生徒に加え教職員を大切に、教育委員会は児童生徒や教職員に加え学校を大切にするという、それぞれがそれぞれの立場で常にそれぞれを尊重し大切に想っていくことが重要である。

すべては子供たちのために

学校教育として行う様々な取組はすべて、言うまでもなく子供たちのために行うものであり、計画策定に当たっては、常にその視点を忘れることなく検討を進める。

多様性

多様化する子供たち一人一人と向き合い、誰一人取り残すことない教育を実現するとともに、子供たち自身も、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様性を認め合うことができることを目指す。

新しいスタイルの学校教育

Society5.0の時代を迎え、GIGAスクール構想をはじめ、学校教育はこれまで直面したことがないほどの変化が求められる時期が到来している。従来の枠組みにとらわれない、新しいスタイルの学校教育の確立を目指す。

学校・家庭・地域・行政の連携・協働

第2次計画に引き続き、学校・家庭・地域・行政の四者が連携・協働する体制の構築により、社会・地域全体で子供の学びを支援する取組や地域とともにある学校づくりを進める。

6 第3次計画の全体像と柱の検討

以上を踏まえ、第3次計画の全体像と柱の素案を以下のとおり整理する。今後更に検討を深めていくこととする。

<全体像イメージ図>



A 児童生徒の資質能力の育成について

(1) 確かな学力の育成【教育指導課（教育センター）】

- 予測困難な時代において、子供たちが次代を切り拓いていくため、まずは読解力、数的処理能力、情報活用能力などの基盤的な力をしっかりと育成し、その上で、それらの力を活用して現実の課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等や、主体的に物事に取り組む力を身に付けさせる。
- 特に、情報化が加速度的に進む中、GIGA スクール構想が進められ、令和3年度から1人1台端末による教育活動がスタートした。これらの端末を有効活用することにより、協働的な学び、創造性を育む教育、効果的な個別学習の充実など一人一人の子供に寄り添った新しいスタイルの学校教育を確立していく。
- 子供たち一人一人が学習状況を把握し、学習の進め方について試行錯誤するなど、自らの学習を調整しながら粘り強く取り組む態度を育成することが必要である。その上で、対面授業やオンライン指導などのあらゆる手段を用いながら、多様な他者と協働して主体的に実社会に関わり、最適解や納得解を生み出せるような学びを展開していく。

(2) 豊かな心の育成【教育指導課（教育改革推進課）】

- 人間的な温かい心を持ち、弱い立場の人間を支えるなど他者を思いやり尊重する豊かな心を育成することが重要である。他者に対する理解や他者から謙虚に学ぶ姿勢を大切にしつつ、人との関わりを通じて形成される自己肯定感をバランスよく育むことを推進する。
- 異文化や多様性を理解し受け入れ、自分の判断基準を持ち、対話等を通して人間関係を作り出す力を育み、主体的に行動できることを促す。
- 高い志や意欲を持ち、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、継続的・発展的な取組をし、一人一人の社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる基礎的・汎用的能力を着実に身に付け、キャリア発達を促す。

(3) 健やかな体の育成【保健体育課】

- 生涯にわたって健やかな体の育成を図るには、その土台となる心身の健康を自ら保持増進していくことが大変重要である。
- 運動する楽しさが感じられるような機会を創り、積極的に体を動かす子供を育む。また、体育的行事や運動部活動などを通して、学校体育の充実を図る。
- 本市の学校教育における魅力の一つである学校給食を「生きた教材」として活用し、食に対する正しい知識や望ましい食習慣を身に付けさせる食育を推進する。

- 病気やけがの予防、心の健康、薬物乱用防止などの知識の習得を通して、適切な生活習慣の確立を図るとともに、積極的に健康な生活を実践することのできる資質・能力を育成する。

B 児童生徒の育成を支える教育環境の整備について

(4) 質の高い教職員

- 児童生徒の学力、人間力、健やかな体の着実な育成のためには、優秀な人材を採用し、充実した研修を推進するなどにより、質の高い教職員を育成することが必要である。

<指導力の育成>【教育指導課（教育センター）】

- 教職員が自己の現状を分析し課題を明確にしたうえで、主体的に自己研修を行えるようにするために、「千葉県・千葉市教員等育成指標」及び千葉市の教職員研修体系に基づき、教員のキャリアステージに応じて、教職員の現場研究、教職員教育研究発表、21世紀を拓く課題研修、長期研修等の様々な研修の機会を提供する。
- 予測不可能で変化の著しいこれからの時代においては、学校教育を取り巻く環境も刻一刻と変化していく。こうした中で生じる現代的課題の解決に向け、教育的ニーズに即した研修を計画し、社会の変化に対応できる質の高い教員を育成する。

<働き方改革の推進>【教育職員課（教育給与課）】

- 教員の採用倍率の低下が著しく、意欲と資質のある教員の確保に支障が生じる懸念がある。働き方改革の推進により教員が真に必要な業務に専念することができる環境を構築することで、現職教員のモチベーションの維持向上を図るとともに、千葉市の教職の魅力の向上による志願者の増加をさせていく。

※平成31年1月策定の「学校における働き方改革プラン」が令和3年度末に改訂予定であるため、プランの改訂内容を第3次計画に反映させる予定

(5) 魅力ある教育環境

- 質の高い学びの実現のためには、質の高い教職員の確保に加えて、教育環境面での充実が必要である。特色ある教育活動やソフト・ハード両面における魅力的で充実した環境の構築を目指す。

<特色ある教育活動>【教育改革推進課（企画課、教育職員課、学事課、生涯学習振興課）】

- 千葉市では国に先駆けて少人数学級や少人数指導の実現や専科指導の充実を進めてきたところである。新しいスタイルの学校教育が効果的に推進されるよう、

こうした千葉市ならではの特色のある教育活動を充実させるとともに、各学校種間の連携（幼保小連携、小中一貫教育など）、市立中等教育学校・高等学校改革、一定の児童生徒数や学級数を確保するための学校規模の適正化などを推進する。

- 子供の学習・生活の場として、学校は、安全で安心な環境であることが求められる。そのために、学校管理下における事故、災害、不審者の発生等の緊急時における危機管理体制を確立するとともに、家庭・地域・関係機関と情報を共有することで連携・協働を推進し、安全・安心な環境を構築する。
- 学校という場には、放課後の子供の居場所を確保し学びを促進させることも求められている。小学校の放課後に地域や保護者等のボランティアにより実施している「放課後子ども教室」を全校で継続するとともに、希望するすべての児童を対象に、安全・安心な居場所と学びのきっかけを提供する「アフタースクール」を拡充することにより、放課後まで途切れることなく子供を支える環境を構築する。

<充実した教育施設・設備>【学校施設課（教育改革推進課、教育指導課、教育センター）】

- 老朽化が進行した学校施設について、安全性の確保や老朽化対策を計画的に進めるとともに、社会の変化や時代の要求水準に沿った施設・設備環境を整えるため、バリアフリー改修などを進めるほか、「学習・生活の場」として安全・安心で衛生的な環境の整備を進める。
- ICT 環境整備について、教員及び児童生徒に端末1人1台化が実現されたことから、それらを最大限に利活用できるよう、学習者用デジタル教科書の効果的な活用を進めるとともに、同時利用台数の拡充や快適なオンライン授業を行うためのネットワーク整備の拡充を進める。また、ICT 機器を活用した教育活動を充実させるために、教職員の力量を高めるとともに、メディアリテラシーの育成を図る。

(6) 個別の支援が必要な児童生徒へのサポート

- 以上のような取組を進めていく上で、いじめ・不登校への対応、特別支援教育の充実、学習困難者など個別の支援が必要な児童生徒がいることを忘れてはならない。これらの児童生徒それぞれの実情に応じた支援を行うことにより、千葉市の子供たちを誰一人取り残すことのない教育を実現する。

<いじめ・不登校への対応>【教育支援課（教育センター）】

- いじめにおいては、認知件数が毎年、右肩上がりが増えており、憂慮すべき事態だが、認知件数が多いことは、これまでのいじめ防止等の取組により、教職

員のいじめに関する理解が深まった結果である。今後も、いじめについて正しく理解するとともに、未然防止、早期発見・早期対応、組織的な対応を一層徹底することにより、いじめを許さない学校づくりを推進する。

- 不登校児童生徒数は、小・中学校ともに増加しており、本市の喫緊の課題となっている。学校以外の学びの場の重要性等を考慮し、不登校児童生徒それぞれの実態に応じ、学校内外の様々な学びの場を確保することで、全ての子供たちの学びと成長を担保する。

＜特別支援教育の充実＞【教育支援課（養護教育センター）】

- インクルーシブ教育システム構築の観点から、子供一人一人の教育的ニーズを把握し、多様な学びの場を設定することで、子供の実態に合った適切な指導及び支援を切れ目なく保障していく。また、共生社会の実現のため、「交流及び共同学習」の更なる推進を図り、家庭や地域、関係機関との連携を図りながら、子供たちの自立と社会参加に向けた主体的な取組を支援する。
- 特別な支援を必要とする子供の成長に合わせた支援を継続的に行うため、学齢期を中心とするライフステージに応じた相談支援体制の構築を図っていく。各ステージや関係機関との円滑な引継ぎや連携が図れるよう、個別の教育支援計画等の作成・活用の理解と推進を図る。また、専門職としての資質や指導力の向上を図るための研修を行うとともに、様々な教育的ニーズがある子供たちのために人的配置を行い学校を支援する。

＜学習困難者等への対応＞【学事課（教育指導課 企画課）】

- 家庭の経済状況や日本語能力など様々な理由により学習が困難である者等に対し、教育を受ける機会を実質的に保障するため、就学援助等の支援の充実、日本語指導などの支援体制や受け入れ態勢の充実、夜間中学の設置などの取組を進める。

7 PDCAサイクルに基づく計画の点検・評価

計画 (Plan) に基づく、実施 (Do) と確認・評価 (Check)、さらには改善行動 (Act) へと続くマネジメントを適切に行う。また、本計画の評価は、成果指標の達成状況により行う。

(1) 成果指標の目標値

策定時に、令和4年度末現状値に対し、「令和9年度末目標値」を定め、中間年度 (令和9年度) に、令和14年度までの目標値への更新を行うとともに新たな指標の追加についても検討する。

(2) 評価基準

現状値 (令和4年度末) から、目標値 (令和9年度末) への達成状況で示す評価とする。

【進捗管理】

- ◎ (達成) : 現状値が目標値 (令和9年度目標値) 以上
- (順調) : 「現状値と令和4年度末現状値の差」が「目標値と令和4年度末現状値の差」に対し「進捗年/5年」以上 (現状値は最終目標値未満)
- × (遅れ) : ◎、○に該当しないもの

(3) 中間年度におけるアクションプランの見直し

変化への対応と実行力のある計画とするため、アクションプランについて、中間年度での見直しを行うこととし、5年間の評価と検証や新たに設定する成果指標・目標値を踏まえ、アクションプランを再構築する。

8 策定体制

(1) 庁内

①策定本部

本部長：教育長

副本部長：教育次長

委員：教育委員会各部長、学校教育参事

(市長部局) 総務部長、総合政策部長、財政部長、こども未来部長

②幹事会

幹事長：学校教育部長

副幹事長：学校教育参事

委員：教育総務部長、教育委員会内各課長、市長部局関係課長、小中校長会長、両市立高等学校長

※幹事会には、補佐級による作業部会を設置する。

③総合教育会議

首長は、総合教育会議において、教育委員会と協議し、教育基本法第17条に規定する基本的な方針を参酌して、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めると示されていることなどから、第3次計画策定に当たっては、総合教育会議においても議論を行うこととする。

(2) 有識者からの意見聴取

計画の策定にあたり、学識者、民間企業関係者、学校・地域関係者、公募委員等で構成される学校教育審議会に対し諮問し、多様な意見をいただき計画に反映させる。

(3) 市民意見の反映について

①意識調査

3(5)のとおり

②パブリックコメント

重要な施策の意思決定の過程における透明性の向上を図るとともに、市民参加を推進するため、パブリックコメントを実施する。

9 策定スケジュール

日程	主 な 内 容
R3 5	第1回幹事会 [策定基本方針検討、意識調査内容検討、現状と課題 (R1 事務点検・評価)] 第1回策定本部 [策定基本方針決定、意識調査内容検討、現状と課題 (R1 事務点検・評価)]
6	意識調査 (保護者、教員) 教育委員会委員協議会 [策定基本方針報告、意識調査報告、現状と課題 (R1 事務点検・評価)]
7	学校教育審議会 [諮問、策定基本方針報告、意識調査報告、現状と課題 (R1 事務点検・評価)]
11	第2回幹事会 [施策骨子案検討、現状と課題 (R2)] 第2回策定本部 [施策骨子案検討、現状と課題 (R2)] 学校教育審議会 [施策骨子案、現状と課題 (R2)]
12	教育委員会委員協議会 [施策骨子案、現状と課題 (R2)] 第3回幹事会・策定本部会 (書面開催) [施策骨子決定] 総合教育会議 [意見交換]
R4 6	第4回幹事会 [計画案検討]
7	第4回策定本部会 [計画案検討] 学校教育審議会 [計画案検討]
9	第5回幹事会 [計画案検討] 第5回策定本部 [計画案検討] 教育委員会委員協議会 [計画案検討] 政策調整会議 パブリックコメント 議会説明
11	学校教育審議会 [答申]
12	教育委員会会議 [計画策定]